

公 告

公告 第 99 号
令和6年8月1日

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊九州補給処
調達会計部長 大重公彦



以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
4SNE1FR60130		4SNC1AZ0022 0001		137528512805		WE-Z220007	
品名 または 件名							
無線起爆装置（指令装置）の外注診断 ほかに2件							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使 用 器 材 名							
数 量	単位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指定	検査	包装
1.00	ST				1		
納地または工事場所			引 渡 場 所				
九州補給処健軍支処			九州補給処健軍支処				
搬 入 場 所			納 期 ま た は 工 期				
九州補給処健軍支処			令和7年2月28日（金）				

上記項目を含む要求品目の内容については、品目等内訳書に記載する。

2 競争参加資格

次のいずれかであること

全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること

ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊目達原駐屯地 九州補給処 調達会計部 契約課

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施しない。

入札日時場所：令和6年9月3日（火）15時45分 九州補給処総務部管理課糧食班幹部食堂

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 入札参加資格者

ア 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結の為に必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

イ 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

ウ 「資格審査結果通知書（全省庁統一資格）」は令和4・5・6年度を保有し、競争参加可能地域が九州・沖縄の参加資格を有するものであること。

エ 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

オ 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

カ 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は、製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

キ 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する旨指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。

(2) 入札の方法

ア 同価の場合は抽選により決定する。予定価格に達しなかった場合は、再度入札を実施する。また、郵便による入札参加者が含まれる場合においては令和6年9月10日（火）15時45分に再度入札を実施する。

イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された当該金額の10%（軽減税率対象品目については8%）に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、各入札者は消費税課税、免税事業者を問わず見積もった金額の110分の100（軽減税率対象品目については108分の100）に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 違約金

- ア 落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5以上を違約金として徴収する。
- イ 契約者がその契約上の義務を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

(4) 入札の無効

- ア 入札参加資格の無い者又は参加制限されている者が行った入札
- イ 入札金額が明瞭でない入札及び入札者が誰であるか識別しがたい入札
- ウ 入札執行時刻に遅延した入札
- エ その他入札に関する条件に違反した入札

(5) 契約書等作成の要否

- ア 契約金額が50万円以上は請書、150万円を超える場合は契約書を作成する。
- イ 適用する契約条項
「役務請負契約条項」
「談合等の不正行為に関する特約条項及び暴力団排除に関する特約条項」

(6) その他

- ア 公共事業からの暴力団排除を推進するための措置として、九州補給処ホームページ「入札等参加者心得」第9章を確認し、入札書余白に「当社は入札及び契約心得に定める暴力団排除に関する事項について誓約いたします。」と記載すること。
- イ 入札関係委任を受けた者は、入札前にあらかじめ委任状を提出すること。
- ウ 郵便による入札の場合は、入札期日の前日令和6年9月2日(月)12時00分までに必着するように送付すること。その際、送付する封筒の表に「入札件名、○月○日○○○○の入札書在中」と明記するとともに、事前に調達会計部契約課担当まで電話連絡すること。
- エ その他入札及び契約心得を厳守すること。
掲示場所：陸上自衛隊九州補給処調達会計部契約課事務室及び陸上自衛隊九州補給処ホームページ
- オ 「資格審査結果通知書」の写しを入札開始前までに提出すること。
- カ 第7項第1号カの「資本関係又は人的関係のある者」については、入札等参加者心得を参照
- キ 入札室へのパソコン・タブレット・スマートフォン(画面サイズ7.0インチ以上)の持込は禁止

(7) 公告掲示場所

- ア 鳥栖、佐賀、久留米、福岡の各商工会議所
- イ 福岡、小郡、久留米の各駐屯地会計隊及び目達原駐屯地調達会計部
- ウ 陸上自衛隊九州補給処ホームページ <https://www.mod.go.jp/gsdf/wae/info/nyusatu/dep/index.htm>

(8) 問い合わせ先

- ア 住所等
〒842-0032
佐賀県神埼郡吉野ヶ里町立野7-1
TEL 0952-52-2161 FAX 0952-52-3748
- イ 入札に関すること
九州補給処調達会計部契約課 第1契約班 担当 大川(内線2316)

調達要求番号: 4SNC/AZ0022

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号	1375-285-1280-5	仕 様 書 番 号
無線起爆装置の整備診断作業	WE-Z220007	
	防衛大臣承認	年 月 日
	作 成	令和 6年 3月 14日
	変 更	令和 年 月 日
	作成部隊等名	九州補給処

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、九州補給処において実施する無線起爆装置の外注整備診断作業について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001及びGLT-CG-Z500002による。

1.3 引用文書等

1.3.1 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-C000001 陸上自衛隊電子機器共通仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

GLT-CG-Z000009 陸上自衛隊IT利用装備品等サプライチェーン・リスク対応共通仕様書

GLT-CG-Z500002 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

GE-Z137702G 無線起爆装置

b) 法令等

秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号）

取扱い上の注意を要する文書等の取扱いについて（通達）[陸幕情第175号（19.7.31）]

装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）[防装庁（事）第137号（令和4年3月31日）]

1.3.2 関連文書

無線起爆装置の周波数について（通知）[陸幕施第140号（17.9.14）]（秘）

1.3.3 別冊

別冊 秘密事項の指定等（部内限り）

2 整備に関する要求

2.1 一般的要求事項

一般的要求事項は、GLT-CG-Z000009の2.2及びGLT-CG-Z500002の2.1による。

2.2 整備品名・数量・器材番号など

整備品名、数量、器材番号などは、調達要領指定書によって指定する。

2.3 整備の種類

整備の種類は、GLT-CG-Z500002の2.2 b), e)及びf)とする。

2.4 整備の作業方式

整備の作業方式は、GLT-CG-Z500002の2.3 d)～f)によるほか、細部は、次のいずれかとし、調達要領指定書によって指定する。

- a) **診断作業** 診断作業は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表1による。
- b) **整備作業** 整備作業は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表2による。
- c) **整備診断作業** 整備診断作業は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表3による。

2.5 整備実施場所

整備実施場所は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、GLT-CG-Z500002の2.6 a)に示す“営業所等”とする。

2.6 部品・副資材

部品及び副資材は、GLT-CG-Z500002の2.9による。

2.7 塗装・防せい処置

塗装及び防せい処置は、GLT-CG-Z500002の2.10によるほか、塗装区分は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、“B塗装”とする。

2.8 外観

外観は、GLT-CG-Z500002の2.12.1による。

2.9 機能・性能

機能及び性能は、要整備品の本来の機能及び性能を満足させなければならない。

2.10 整備品の表示

整備品の表示は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、GLT-CG-Z500002の2.13による。

3 品質保証

3.1 試験

試験は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、GLT-CG-Z500002の3.1によるほか、製造者等が規定する試験による。

3.2 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 出荷条件

出荷条件は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

5 その他の指示

5.1 無償貸付品・官給品

無償貸付品及び官給品は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、GLT-CG-Z000001の箇条5による。

5.2 提出書類

提出書類は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、GLT-CG-Z500002の5.4.2による。

5.3 保証期間

保証期間は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、GLT-CG-Z500002の5.5による。

5.4 秘密保全

秘密保全は、GLT-CG-Z500002の箇条6による。

5.5 情報保全

契約の相手方は、この契約のときに知り得た保護すべき情報〔“装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）〔防衛庁（事）第137号 令和4年3月31日〕”（以下、“情報セキュリティ通達”という。）第2項第1号に規定する情報〕その他非公知の情報（以下、“保護すべき情報等”という。）の取扱いに当たっては、情報セキュリティ通達における添付資料“装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保における特約条項”及び別紙“装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準”に基づき（保護すべき情報に該当しない非公知の情報にあっては、これらに準じて）、適切に管理する。このとき、特に、保護すべき情報等の取扱いについては、次の履行体制を確保し、これを変更した場合には、遅延なく官側に通知する。

- a) この情報を履行する一環として契約の相手方が収集、整理、作成などした情報が、保護すべき情報（情報セキュリティ通達第5項第4号の規定に基づく解除をしようとする場合に、同号に規定する確認を行うまでは、保護すべき情報として取り扱う。）として取り扱われることを保証する履行体制
- b) 官側の同意を得て指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保証する履行体制
- c) 官側が書面によって個別に許可した場合を除き、契約の相手方に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他契約の相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査などを行う者を含む一切の契約の相手方以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保証する履行体制

6 その他

6.1 輸送

輸送は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、契約の相手方が担任する。

6.2 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

表1－診断作業

番号	工程	作業内容	規定
1	入場点検	入場品の外観状態を点検する。	—
2	分解	入場品を点検計測の可能な範囲の構成単位に分解する。	プリント基板等は、分解しない。
3	機能点検	入場品を動作させるか、又は計測器によって計測するなど、本来の機能を発揮するか否かを点検する。このとき、点検計測に必要な不良部品の一時交換、仮付けなどを含む。	機能点検を行う場合に必要な清掃、手入れ、調整などを含む。 なお、機能点検は、主要部位から優先して行う。
4	故障探求	機能点検の結果、異常がある場合は、故障部位などを特定する。	契約の相手方は、故障探求後に整備診断明細書を作成し提出する。 ^{a)}
5	部品組立て	工程2で分解した部品の組立て	—
6	包装など	箇条4による。	—
注 ^{a)} 提出先及び部数は、調達要領指定書によって指定する。			

表2－整備作業

番号	工程	作業内容	規定
1	入場点検	入場品の外観状態を点検する。	—
2	分解	入場品を整備可能な範囲の構成単位に分解する。	—
3	修理	1 官側が承認した整備診断明細書による修理作業 2 修正作業に伴う調整、また、必要に応じて防湿、防振、固定などの処置を施す。	曲がりなどある部位、表示などの不鮮明な部位の軽易な修正作業を含む。
4	部品組立て	工程2で分解した部品及び交換部品による組立て	組立てに伴う調整などを含む。
5	機能・性能試験	3.1による。	—
6	塗装	2.7による。	—
7	整備品の表示	2.10による。	—
8	完成検査・包装など	1 完成検査は、3.2による。 2 包装などは、箇条4による。	—

表3－整備診断作業

番号	工程	作業内容	規定
1	入場点検	入場品の外観状態を点検する。	—
2	分解	入場品を点検計測の可能な範囲の構成単位に分解する。	プリント基板等は，分解しない。
3	機能点検	入場品を動作させるか，又は計測器によって計測するなど，本来の機能を発揮するか否かを点検する。このとき，点検計測に必要な不良部品の一時交換，仮付けなどを含む。	機能点検を行う場合に必要な清掃，手入れ，調整などを含む。 なお，機能点検は，主要部位から優先して行う。
4	故障探求	機能点検の結果，異常がある場合は故障部位などを特定する。	契約の相手方は，故障探求後に整備診断明細書を作成し提出する。 a)
5	修理	1 官側が承認した整備診断明細書による修理作業 2 修正作業に伴う調整，また，必要に応じて防湿，防振，固定などの処置を施す。	曲がりなどある部位，表示などの不鮮明な部位の軽易な修正作業を含む。
6	部品組立て	工程2で分解した部品及び交換部品による組立て	組立てに伴う調整などを含む。
7	機能・性能試験	3.1による。	—
8	塗装	2.7による。	—
9	整備品の表示	2.10による。	—
10	完成検査・包装など	1 完成検査は，3.2による。 2 包装などは， 箇条4 による。	—
注 ^{a)} 提出先及び部数は，調達要領指定書によって指定する。			

調達要領指定書	調 達 要 求 番 号	4 S N C 1 A Z 0 0 2 2
	調 達 要 求 年 月 日	令和6年7月24日
	作 成 部 課	装備計画部施設課
	作 成 年 月 日	令和6年7月24日
品 名	無線起爆装置（指令装置）の外注診断	
仕様書番号	WE-Z220007	

指定事項

2.2 整備品名・数量・器材番号など

品 名	製造企業	型 式	数量
無線起爆装置 （指令装置）	石川製作所	T A S - 5 2 3	3

2.4 整備の作業方式

2.4 a)の診断作業とし，作業内容は表1による。

2.5 整備実施場所

実施場所は，契約相手方工場とする。

5.2 提出書類

表1の工程4に示す整備診断明細書の様式は図1とし，3部作成する。提出先については，九州補給処健軍支処とする。

7.1 輸送

搬出・搬入とも契約相手方が実施するものとし，引渡しは以下の場所で行う。

〒862-0901

熊本県熊本市東区東町1-1-1

陸上自衛隊 九州補給処健軍支処（健軍駐屯地）

年 月 日

会社代表担当連絡先

会社代表担当連絡先

[illegible][illegible][illegible]

官職 氏名

官給品引渡場所
官給品引渡期限

年 月 日

整備診断作業費見積書は別添のとおり。

注：押印を省略する場合には担当者名及び連絡先を記載すること。

図1—整備診断明細書の様式

情報セキュリティ指定書	発 簡 番 号	
	調 達 要 求 番 号	4 S N C 1 A Z 0 0 2 2
	調 達 要 求 年 月 日	令和6年7月24日
	作 成 部 課	装備計画部施設課
	作 成 年 月 日	令和6年7月24日
品 名	無線起爆装置(指令装置)の外注診断	
仕 様 書 番 号	WE-Z220007	

1 指定事項

契約相手方は、この契約の履行に当たり知り得た保護すべき情報の取扱いに当たっては、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（防衛庁（事）第137号。令和4年3月31日）別添の装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項の規定に基づき、適切に管理するものとする。

2 保護すべき情報

保護すべき情報を次のとおり指定する。

番号	保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	契約相手方において新たに作成する情報のうち、保護すべき情報又は作成が見込まれる保護すべき情報
1	空中線電力 (部内限り)	陸上自衛隊仕様書 “GE-Z137702G” 無線起爆装置	—
2	電波型式 (部内限り)		
3	受信感度 (部内限り)		

調達要求番号: 4SNCIAZ0022

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号	1375-285-1280-5	仕 様 書 番 号
無線起爆装置	GE-Z137702G	
	防衛大臣承認	平成17年10月 7日
	作 成	平成17年 6月 9日
	変 更	令和 5年 9月20日
	作成部隊等名	補給統制本部 施設部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において使用する無線起爆装置（以下，“起爆装置”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001による。

1.2.1

安全状態

発火装置の切替スイッチを起爆に切り替えた後において指令装置からの待機指令、発火待機指令、待機確認指令及び発火指令を受け付けない状態をいう。

1.2.2

待機状態

発火装置が所定の周波数の電波を間欠受信している状態で、待機指令、発火待機指令及び待機確認指令を受け付けることが可能な状態をいう。

1.2.3

発火待機状態

発火コンデンサが充電され、電波を連続受信している状態で、待機指令、発火待機指令及び発火指令を受け付けることが可能な状態をいう。

1.2.4

待機指令

発火待機状態から待機状態に移行させる指令をいう。

1.2.5

電波確認指令

設定モードである場合に限り、指令装置からの電波確認指令を受信したことを発火装置又は中継装置が表示し、電波の通達を確認可能な指令をいう。

1.2.6

待機確認指令

待機状態である場合に限り、発火装置から電波（返答）を輻射させる指令をいう。

1.2.7

発火待機指令

待機状態から発火待機状態に移行させる指令をいう。

1.2.8

発火指令

発火待機状態の発火装置を発火させる指令をいう。

1.2.9

安全時間

発火装置の切替スイッチを起爆に切り替えた時から待機状態になるまでの安全状態の時間をいう。

1.2.10

起爆モード

安全状態、待機状態、発火待機状態及び発火に至るまでの作動が可能な状態をいう。

1.2.11

設定モード

設定モードは、次による。

a) 指令装置本体及び発火装置本体を有線によって接続した状態

指令装置番号、発火装置番号及び周波数の設定が可能な状態をいい、これらの設定と同時に指令装置本体及び発火装置本体の送受信機能、作動内容（待機状態、発火待機状態及び発火）などの点検が可能な状態をいう。

b) 指令装置本体及び中継装置本体を有線によって接続した状態

指令装置番号、中継装置番号及び周波数の設定が可能な状態をいい、これらの設定と同時に指令装置本体及び中継装置本体の送受信機能などの点検が可能な状態をいう。

c) 各装置を有線によって接続していない状態

電波確認指令の送受信が可能な状態をいい、電波伝搬状況の確認などを行う。

1.2.12

中継機能

中継装置が所定の指令又は返答を正常に受信した場合、同指令又は同返答を送信する機能をいう。

1.3 引用文書等

1.3.1 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

J I S Z 8 7 2 1

色の表示方法—三属性による表示

J I S Z 9 0 1 5 - 1

計数値検査に対する抜取検査手順—第1部：ロットごとの検査
に対するAQL指標型抜取検査方式

N D S C 0 0 0 2

地上用電子機器通則

N D S C 0 0 1 1

電磁干渉試験方法

N D S C 0 1 1 0

電子機器の運用条件に対する試験方法

N D S Z 8 0 1 1

角形銘板

N D S Z 8 2 0 1

標準色

b) 仕様書

D S P Z 9 0 0 8

品質管理等共通仕様書

G R D - Y 0 0 0 6 1 0

無線起爆装置（試験用）

G W - Y 7 6 9 1 0 3

8号電気雷管

GW-Y769303 6号電気雷管
GLT-CG-C000001 陸上自衛隊電子機器共通仕様書
GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書
HE-A113003 爆破工具セット
HS-C154546 リチウム乾電池 (CR123A)

c) 法令等

電波法 (昭和25年法律第131号)
武器等製造法 (昭和28年法律145号)
秘密保全に関する訓令 (平成19年防衛省訓令第36号)
技術変更提案の処理について (通達) [陸幕装計第72号 (10. 3. 26)]
取扱い上の注意を要する文書等の取扱いについて (通達) [陸幕情第175号 (19. 7. 31)]
装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について (通達) [防装庁 (事) 第137号 (令和4年3月31日)]

1.3.2 関連文書

無線起爆装置の周波数について (通知) [陸幕施第140号 (17. 9. 14)] (秘)

1.3.3 別冊

別冊 秘密事項の指定等 (部内限り)

2 製品に関する要求

2.1 一般的要求事項

一般的要求事項は、次による。

- a) 誤操作の防止及び操作の迅速化を配慮する。
- b) 秘匿性及び防音性を配慮する。
- c) ほかの無線電波によって誤爆しない。

2.2 構成

構成は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表1による。

表1-構成

番号		品名		数量 ^{a)}
1	1－1	指令装置	指令装置本体	1
	1－2		指令装置用アンテナ	1
	1－3		指令装置用携帯ケースⅠ型	1
2	2－1	発火装置	発火装置本体	8
	2－2		発火・中継装置用アンテナ	8
	2－3		発火装置用携帯ケースⅠ型	8
3	3－1	中継装置	中継装置本体	1
	3－2		発火・中継装置用アンテナ	1
	3－3		中継装置用携帯ケースⅠ型	1

注^{a)} 数量を変更する場合は、調達要領指定書によって指定する。

2.3 材料・部品

材料及び部品は、日本産業規格又は同等以上の製品を使用する。

なお、指令装置本体、発火装置本体及び中継装置本体の主材料は、導電性樹脂とし、細部は、承認図面による。

2.4 構造・形状・寸法・質量

構造、形状、寸法及び質量は、図1～図6を標準とするほか、次による。細部は、承認図面による。

2.4.1 構造・形状

構造及び形状は、表2による。

表2—構造及び形状

番号	品名	規定	注記
1	共通	a) 静電気破損などに対し、注意を要する部品などに注意喚起表示を施す。 b) 組部品、部品などに識別表示を施すとともに、基板実装位置に部品名称を表示する。 c) ケーブル、コードなどの着脱端末に回路識別番号を表示する。 d) 部品交換時、取り外す必要のあるねじ類は、座金組込ねじを使用する。 e) きょう（筐）体に、電池挿入方向を表示する。 f) 本体ケースと本体フタの組立ては、ねじ式とする。 g) 内蔵基板の結露防止などに対し、防湿処理を施す。 h) 誤配線防止及び組立性向上のため、内部配線を色違いとし、マーキング追加などの処理を施す。	—
2	1 指令装置 指令装置 本体	a) 防水構造とする。 b) 切替スイッチ、設定用コネクタ及び操作表示部を備える。 c) 発火操作は、夜間においても識別及び確認可能とする。 d) 樹脂性のアンテナコネクタキャップを備える。 e) 電池は、HS-C154546（以下、リチウム乾電池という。）を6個とする。	図1による。
	2 指令装置 用アンテナ	a) N型コネクタとし、指令装置本体に脱着可能とする。 b) 折畳みができ、携行容易な構造とし、曲げ方向を表示する。 c) 樹脂性のアンテナコネクタキャップを備える。	
	3 指令装置 用携帯ケ ースⅠ型	a) 指令装置本体及び指令装置用アンテナを収納可能とする。 b) 肩掛け用つりひもを備える。 c) 蓋の固定は、面ファスナ方式とする。 d) 脱落防止ベルトを内蔵する。 e) 生地及びつりひもは、IR対策素材の迷彩仕様とする。	図2による。

表2-構造・形状(続き)

番号		品名	規定	注記
3	1	発火装置 本体	a) 防水構造とする。 b) 切替スイッチ, 設定コネクタ及び操作表示部を備える。 c) GW-Y769303 (以下, “6号電気雷管” という。), GW-Y769103 (以下, “8号電気雷管” という。), HE-A113003 中の点火母線 (以下, “点火母線” という。), 補助導線 (以下, “補助導線” という。) などを容易に接続できる構造とする。 d) 雷管端子の接続方式は, 差込み固定式とする。 e) 樹脂性のアンテナコネクタキャップを備える。 f) 縛着などに使用するひもの通し穴を備える。 g) 電池は, リチウム乾電池 3 個とする。	図3による。
	2	発火・中継装置用 アンテナ	a) N型コネクタとし, 発火装置本体に脱着可能とする。 b) 折り畳み及び伸縮が可能であり, 携行容易な構造とする。 c) 樹脂性のアンテナコネクタキャップを備える。	図3による。
	3	発火装置用携帯ケース I 型	a) 発火装置本体及び発火・中継装置用アンテナの収納が可能な構造とする。 b) 蓋の固定は, 面ファスナ方式とする。 c) 生地は, IR 対策素材の迷彩仕様とする。	図4による。
4	1	中継装置 本体	a) 防水構造とする。 b) 切替スイッチ, 設定用コネクタ及び操作表示部を備える。 c) 樹脂性のアンテナコネクタキャップを備える。 d) 電池は, リチウム乾電池 6 個とする。	図5による。
	2	中継装置用携帯ケース I 型	a) 中継装置本体及び発火・中継装置用アンテナの収納が可能な構造とする。 b) 肩掛け用つりひもを備える。 c) 蓋の固定は, 面ファスナ方式とする。 d) 生地及びつりひもは, IR 対策素材の迷彩仕様とする。	図6による。

2.4.2 寸法・質量

寸法及び質量は, 表3による。

表3—寸法・質量

番号		品名		寸法			質量 ^{a)} g	
				mm				
				長さ	幅	厚さ		
1	1	指令装置	本体		200±10	95±5	43±3	600以下
	2		アンテナ	伸長時	300±20	—	φ22±3	150以下
				折り畳み時	150±10	37±5	—	
	3		携帯ケースⅠ型		230±30	140±20	50±15	300以下
2	1	発火装置	本体		145±5	126±5	55±5	700以下
	2		アンテナ	伸長時	950±50	—	φ22±3	250以下
				折り畳み時	105±10	38±5	—	
	3		携帯ケースⅠ型		150±20	160±20	60±15	200以下
3	1	中継装置	本体		200±10	95±5	43±3	700以下
	2		携帯ケースⅠ型		230±30	140±20	50±15	300以下

注^{a)} リチウム乾電池は、含まない。

注^{a)} リチウム乾電池は、含まない。

2.5 外観

外観は、仕上がりが良好で変形、割れ、きず、ばり、さび、その他機能及び使用上の欠陥があつてはならない。

2.6 機能

機能は、次による。

a) 指令装置は、次による。

- 1) 設定モードによって2波の電波を選択可能で、設定した周波数の送受信を可能とする。
- 2) 設定モードによって各設定及び点検を可能とする。また、リセットスイッチによって指令装置の各設定を取消し可能とする。

なお、設定及び点検中の指令内容の制御コードは、起爆モード時と異なるコードとする。

- 3) 設定モードにおいて電波確認指令を送受信可能とする。
- 4) 空中線電力の高／低を選択可能とする。
- 5) 操作表示部に、発火装置8個の設定・点検状況、番号選択状況及び発火状況を表示可能とする。また、指令装置の待機指令送信状況、発火待機指令送信状況、電源の低電圧及び診断結果を表示可能とする。

なお、電源の低電圧検出電圧は、温度によって異なる値とする。

- 6) 表示の輝度の明／暗／超暗を選択可能とする。

なお、電源再投入時の輝度は、前回選択時の輝度で表示する。

- 7) 設定及び点検を行った後、待機指令、発火待機指令及び待機確認指令を送信可能とする。
- 8) 設定及び点検を行った最大8個の任意の数の発火装置に対し、発火指令を送信可能とする。
- 9) 発火指令は、指令装置が発火待機状態にあるとき、2個のキー（LED表示付き）を押すことによって送信可能とする。

なお、発火指令は、複数の発火装置を一斉に発火させるために、発火信号を所定間隔で複数回送信する無線起爆方法又は同等の効果が期待できる方法・技術による。

- 10) 待機指令は、待機指令キーを押すことによって送信可能とする。
- 11) 発火待機指令は、発火待機指令キーを押すことによって送信可能とする。
- 12) 待機確認指令は、待機確認指令キーを押すことによって送信可能とし、返答の受信及び導通確認結果を表示可能とする。

b) 発火装置は、次による。

- 1) GRD-Y000610の無線起爆装置（試験用）の無線電波に対し、機種コードの認識などによって作動してはならない。
- 2) 設定モードによって設定した周波数を送受信可能とする。
- 3) 設定モードによって設定及び点検することを可能とする。
- 4) 設定モードにおいて電波確認指令を受信可能で、受信結果を表示可能とする。
- 5) 安全時間の長／短を選択可能とする。
- 6) 発火装置番号、周波数、安全時間の長／短、安全状態、受信状況、電源の低電圧及び診断結果を表示可能とする。

なお、電源の低電圧検出電圧は、温度によって異なる値とする。

- 7) 表示の輝度の明／暗を選択可能とする。

なお、電源再投入時の輝度は、前回選択時の輝度で表示する。

- 8) 発火時、導通確認時及び設定・点検時以外は、雷管接続部が短絡しなければならない。
- 9) 切替スイッチを起爆に切り替えた後、安全状態になる。

なお、設定モードによって設定・点検しない限り、起爆モードに移行してはならない。

- 10) 安全時間経過後、待機状態になる。
- 11) 設定された指令装置番号からの待機指令によって発火待機状態の発火装置が待機状態になる。
- 12) 設定した指令装置番号からの発火待機指令によって待機状態の発火装置が発火待機状態になる。

なお、発火待機状態に限り、発火コンデンサを充電する。

- 13) 待機状態では、間欠受信を行い、発火待機状態では、連続受信する。
- 14) 設定された指令装置番号からの発火指令によって点火母線、補助導線などを經由し、1個以上の6号電気雷管又は8号電気雷管を点火可能とする。

なお、発火のタイミングは、所定間隔で送られて来る指令装置からの発火信号によって発火時刻を求め、その発火時刻に発火する無線起爆方法又は同等の効果が期待できる方法・技術による。

- 15) 設定した指令装置番号からの待機確認指令によって待機状態の場合に限り、雷管接続部の導通／絶縁を診断し、結果を返答する。

c) 中継装置は、次による。

- 1) GRD-Y000610の無線起爆装置（試験用）の無線電波に対し、機種コードの認識などによって作動してはならない。
- 2) 設定モードによって設定された周波数を送受信可能とする。
- 3) 設定モードによって設定及び点検可能とする。
- 4) 設定モードにおいて電波確認指令を送受信可能とし、受信結果を表示可能とする。

- 5) 空中線電力の高／低を選択可能とする。
- 6) 受信レベル、周波数、指令及び返答の送受信、電源の低電圧及び診断結果を表示可能とする。

なお、電源の低電圧検出電圧は、温度によって異なる値とする。

- 7) 表示の輝度の明／暗を選択可能とする。

なお、電源再投入時の輝度は、前回選択時の輝度で表示する。

- 8) 表示のON/OFFを選択可能とする。

なお、表示のONは、一時的に表示させ、電源投入時は、表示ON状態とする。

- 9) 切替スイッチを起爆に切り替えた後、中継機能が作動する。

なお、設定モードによって設定・点検しない限り、中継不可能とする。

- 10) 待機指令及び待機確認指令受信後は、間欠受信を行い発火待機指令及び発火指令受信後は、連続受信する。

2.7 性能

性能は、表4による。

表4－性能

番号	項目	指令装置	中継装置	発火装置
1	定格電圧	DC+18 V		DC+9 V
2	周波数	ア及びイ		
3	空中線電力	高：A 低：B		C
4	電波型式	D		
5	受信感度	E	F	
6	アンテナ定在波比	2.0以下（伸長時）		
7	消費電流	2 000 mA以下（送信時）		100 mA以下 （連続受信時）
8	制御数	最大8個	—	
9	安全時間	—		長：G 短：H
10	脚線延長距離	—		補助導線で20 m 以上
11	発火回路	—		公称1 200 μF 充電DC+24 V

注記1 は、1.3.2及び1.3.3による。

注記2 周波数の許容差は、電波法を準拠とする。

2.8 環境条件

環境条件は、表5による。

表5－環境条件

番号	項目	条件
1	耐振性	NDS C 0002の2.2.1の表5の区分A及び区分Dによる。
2	耐衝撃性	NDS C 0002の2.2.2 b)の表6の区分Aによる。

表5—環境条件（続き）

番号	項目	条件
3	耐熱・耐寒性	NDS C 0002の2.2.5の表7の区分Aによる。ただし、作動時の低温は、-30℃とする。
4	耐水性	NDS C 0002の2.2.8の表9の区分Dによる。
5	電磁干渉性	NDS C 0011による。ただし、放射感受性試験を除く。
6	気密性	0.003 MPa以上とする。

2.9 塗装

塗装は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表6を基準とし、細部は、承認図面による。

表6—塗装色（基準）

番号	品名	塗色 ^{a)}
1	1 指令装置	指令装置本体
	2	指令装置用アンテナ
	3	指令装置用携帯ケースI型
2	1 発火装置	発火装置本体
	2	発火・中継装置用アンテナ
	3	発火装置用携帯ケースI型
3	1 中継装置	中継装置本体
	2	中継装置用携帯ケースI型

注^{a)} 表6で規定する塗色と異なる場合は、調達要領指定書によって指定する。

2.10 製品の表示

製品の表示は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、NDS C 0002の2.1.13 a)及びGLT-CG-C000001の2.6による。

なお、指令装置、発火装置及び中継装置には、NDS Z 8011の1種銘板を取り付ける。細部は、承認図面による。

2.11 品質管理

品質管理は、DSP Z 9008とし、要求事項は、DSP Z 9008の表1のbによる。

3 品質保証

3.1 試験

試験は、次による。

- a) 電源は、リチウム乾電池又は外部から供給し、試験する。
- b) 環境条件に対する試験は、環境条件を付与した後、指令装置は、表7の番号1-1～番号1-12，発火装置は、表7の番号2-1～番号2-13，中継装置は、表7の番号3-1～番号3-10を試験する。また、アンテナについては、変形、割れ、きず、ばり、さび、その他機能及び使用上の欠陥がないことを確認する。

なお、環境条件に対する試験試料の指令装置、発火装置及び中継装置は、各1個で流用する。

3.2 試験方法

試験方法は、表7及び表8による。

表7-試験方法

番号		項目	試験方法
1	1-1	指令装置 周波数	a) 送信周波数ア及びイを計測する。 b) 番号1-2～番号1-10の試験を送信周波数ア及びイの両方で実施する。
	1-2	空中線電力	空中線電力を高／低に切り替え、それぞれについてアンテナコネクタ部から送信される空中線電力を計測する。
	1-3	発火待機指令	発火待機指令の送信が可能であり、指令装置に発火待機指令送信状況の表示が可能なことを確認する。
	1-4	待機指令	待機指令の送信が可能であり、指令装置に待機指令送信状況の表示が可能なことを確認する。
	1-5	待機確認指令	待機確認指令の送信が可能であり、返答の受信及び導通確認結果の表示が可能なことを確認する。
	1-6	発火指令	発火指令の送信が可能であり、発火状況の表示が可能なことを確認する。
	1-7	受信感度	シグナルジェネレータによって信号を与え、電波を検出する電圧を計測する。
	1-8	設定モード	a) 設定モードによって発火装置及び中継装置に対し、設定及び点検が可能なことを確認する。 b) リセットスイッチによって設定内容のリセットが可能なことを確認する。 c) 電波確認指令の送受信が可能なことを確認する。
	1-9	消費電流	定格電圧を与え、送信時における消費電流を計測する。
	1-10	電波型式	占有帯域幅を計測する。
	1-11	輝度選択	明暗スイッチなどによってLEDの輝度が3段階に切り替わることを確認する。
	1-12	診断機能	安定化電源から供給電圧を与え、供給電圧を徐々に下げ、所定の電圧以下で電源電圧低下を表示することを確認する。
	1-13	アンテナ定在波比	アンテナ伸長時の定在波比を計測する。

表7－試験方法（続き）

番号		項目	試験方法
2	2－1	発火装置	安全時間 a) 安全時間のG及びHが選択でき、各時間を計測する。 b) 安全時間内は、番号2－3～番号2－6を行っても作動しないことを確認する。
	2－2		周波数 番号2－3～番号2－9の試験を受信周波数A及びIの両方で実施する。
	2－3		発火待機指令 発火待機指令によって待機状態の発火装置が発火待機状態に移行すること及び雷管接続部が短絡していることを確認する。
	2－4		待機指令 待機指令によって発火待機状態の発火装置が待機状態になること及び雷管接続部が短絡していることを確認する。
	2－5		待機確認指令 a) 待機確認指令により、待機状態の場合に限り、雷管接続部の導通／絶縁を診断し、結果を返答することを確認する。 b) 送信周波数及び空中線電力を計測する。 c) 待機確認指令によって導通確認を行う場合、発火装置から発火信号が出力されないことを確認する。
	2－6		発火指令 任意の選択した発火装置だけが発火信号を出力することを確認する。
	2－7		受信感度 シグナルジェネレータによって信号を与え、電波を検出する電圧を計測する。
	2－8		設定モード a) 設定モードによって所定の発火装置番号、指令装置番号及び周波数の設定が可能なことを確認する。 b) 電波確認指令を正常に受信できた場合、表示することを確認する。
	2－9		消費電流 定格電圧を与え、連続受信時における消費電流を計測する。
	2－10		輝度選択 明暗スイッチによってLEDの輝度が切り替わることを確認する。
	2－11	診断機能	安定化電源から供給電圧を与え、供給電圧を徐々に下げ、所定の電圧以下で電源電圧低下を表示することを確認する。
	2－12		制御性 指令装置番号の異なる各指令を受信させ、発火装置が作動しないことを確認する。
	2－13		雷管適合性 発火装置に補助導線20 m及び6号電気雷管を模擬した抵抗を接続し、発火信号を与え6号電気雷管を模擬した抵抗の両端の電圧が所定の電圧値以上であることを確認する。
	2－14		アンテナ定在波比 アンテナ伸長時の定在波比を測定する。

表7－試験方法（続き）

番号		項目	試験方法	
3	3－1	中継装置	周波数	a) 送信周波数ア及びイを計測する。 b) 番号3－2～番号3－7の試験を送信周波数ア及びイの両方で実施する。
	3－2		空中線電力	空中線電力を高／低に切り替え、それぞれについてアンテナコネクタ部から送信される空中線電力を計測する。
	3－3		中継機能	各指令及び返答を受信でき、正常時、各指令及び返答が送信可能なことを確認する。
	3－4		受信感度	a) シグナルジェネレータによって信号を与え、電波を検出する電圧を計測する。 b) 受信レベルに従ってLED表示することを確認する。
	3－5		設定モード	a) 設定モードによって指令装置番号及び周波数が設定可能なことを確認する。 b) 電波確認指令の送受信可能なことを確認する。
	3－6		消費電流	定格電圧を与え、送信時における消費電流を計測する。
	3－7		電波型式	占有帯域幅を計測する。
	3－8		輝度選択	明暗スイッチによってLEDの輝度が切り替わることを確認する。
	3－9		表示機能	表示スイッチによって一時的に表示することを確認する。
	3－10		診断機能	安全化電源から供給電圧を与え、供給電圧を徐々に下げ、所定の電圧以下で電源電圧低下を表示することを確認する。
注記 は、1.3.2及び1.3.3による。				

表8－環境条件に対する試験方法

番号	項目	試験方法
1	耐振性	NDS C 0110の3.1.1 a)による。ただし、指令装置、発火装置及び中継装置に適用し、各携帯ケースに収納した状態で実施する。
2	耐衝撃性	NDS C 0110の3.2.2による。ただし、指令装置、発火装置及び中継装置に適用し、各携帯ケースに収納した状態で実施する。 なお、落下面は、堅木とし、6面を下方として実施する。
3	耐熱・耐寒性	NDS C 0110の3.6.2による。ただし、指令装置、発火装置及び中継装置に適用する。
4	耐水性	NDS C 0110の3.10.2による。ただし、指令装置本体、発火装置本体及び中継装置本体に適用し、各アンテナを取り付けた状態で実施する。
5	電磁干渉性	NDS C 0011に準拠する。ただし、放射感受性試験は除き、指令装置本体、発火装置本体及び中継装置本体に適用する。
6	気密性	0.003 MPa 以上で1分間外圧又は内圧を与え、気密漏れがないことを確認する。ただし、指令装置本体、発火装置本体及び中継装置本体に適用する。

3.3 監督・検査

監督及び検査は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表9によるほか、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

表9－検査項目、試料数及び合否判定基準

番号		検査項目	試験方法	当該項	試料数	合否判定基準		注記		
						A c	R e			
1	1-1	指令装置	周波数	表7番号1-1	2.6 a) 1) 表4番号2	全数	規格に合致しないものは、取り除く。	—		
	1-2		空中線電力	表7番号1-2	2.6 a) 4) 表4番号3					
	1-3		発火待機指令	表7番号1-3	2.6 a) 7) 2.6 a) 11)					
	1-4		待機指令	表7番号1-4	2.6 a) 7) 2.6 a) 10)					
	1-5		待機確認指令	表7番号1-5	2.6 a) 7) 2.6 a) 12)					
	1-6		発火指令	表7番号1-6	2.6 a) 8) 2.6 a) 9) 表4番号8					
	1-7		受信感度	表7番号1-7	表4番号5					
	1-8		設定モード	表7番号1-8	2.6 a) 1) 2.6 a) 2) 2.6 a) 3) 2.6 a) 5)					
	1-9		消費電流	表7番号1-9	表4番号1 表4番号7					
	1-10		電波型式	表7番号1-10	表4番号4					
	1-11		輝度選択	表7番号1-11	2.6 a) 6)	A Q L 1.0				
	1-12		診断機能	表7番号1-12	2.6 a) 5)	A Q L 1.0				
	1-13		アンテナ定在波比	表7番号1-13	表4番号6	全数	規格に合致しないものは、取り除く。			
2	2-1	発火装置	安全時間	表7番号2-1	2.6 b) 5) 2.6 b) 6) 2.6 b) 8) 2.6 b) 9) 2.6 b) 10) 表4番号9					
						2-2		周波数	表7番号2-2	2.6 b) 2) 表4番号2
						2-3		発火待機指令	表7番号2-3	2.6 b) 1) 2.6 b) 8) 2.6 b) 12) 2.6 b) 13)
						2-4		待機指令	表7番号2-4	2.6 b) 1) 2.6 b) 8) 2.6 b) 11) 2.6 b) 13)

表9—検査項目、試料数及び合否判定基準（続き）

番号		検査項目		試験方法	当該項	試料数	合否判定基準		注記	
							A c	R e		
2	2-5	発火装置 (続き)	待機確認指令	表7番号2-5	2.6 b) 1) 2.6 b) 15) 表4番号3 表4番号4	全数	規格に合致しないものは、取り除く。		—	
	2-6		発火指令	表7番号2-6	2.6 b) 1) 2.6 b) 14)					
	2-7		受信感度	表7番号2-7	表4番号5					
	2-8		設定モード	表7番号2-8	2.6 b) 2) 2.6 b) 3) 2.6 b) 4) 2.6 b) 6)					
	2-9		消費電流	表7番号2-9	表4番号1 表4番号7					
	2-10		輝度選択	表7番号2-10	2.6 b) 7)	A Q L 1.0				
	2-11		診断機能	表7番号2-11	2.6 b) 6)	A Q L 1.0				
	2-12		制御性	表7番号2-12	2.6 b) 11) 2.6 b) 12) 2.6 b) 13) 2.6 b) 14) 2.6 b) 15)	A Q L 1.0				
	2-13		雷管適合性	表7番号2-13	2.6 b) 14) 表4番号10 表4番号11	全数	規格に合致しないものは、取り除く。			
	2-14		アンテナ定在波比	表7番号2-14	表4番号6					
3	3-1	中継装置	周波数	表7番号3-1	2.6 c) 2) 表4番号2					
	3-2		空中線電力	表7番号3-2	2.6 c) 5) 表4番号3					
	3-3		中継機能	表7番号3-3	2.6 c) 1) 2.6 c) 4) 2.6 c) 9) 2.6 c) 10)					
	3-4		受信感度	表7番号3-4	表4番号5					
	3-5		設定モード	表7番号3-5	2.6 c) 2) 2.6 c) 3) 2.6 c) 4)					
	3-6		消費電流	表7番号3-6	表4番号1 表4番号7					
	3-7		電波型式	表7番号3-7	表4番号4					
	3-8		輝度選択	表7番号3-8	2.6 c) 7)	A Q L 1.0				
	3-9		表示機能	表7番号3-9	2.6 c) 8)	A Q L 1.0				
	3-10		診断機能	表7番号3-10	2.6 c) 6)	A Q L 1.0				

表9—検査項目、試料数及び合否判定基準（続き）

番号		検査項目	試験方法	当該項	試料数	合否判定基準		注記
						A c	R e	
4	4-1-1	耐環境性	耐振性	表8番号1	指令装置 1	0	1	—
	4-1-2				発火装置 1	0	1	
	4-1-3				中継装置 1	0	1	
	4-2-1	耐衝撃性	耐衝撃性	表8番号2	指令装置 1	0	1	破壊
	4-2-2				発火装置 1	0	1	
	4-2-3				中継装置 1	0	1	
	4-3-1	耐熱・耐寒性	耐熱・耐寒性	表8番号3	指令装置 1	0	1	—
	4-3-2				発火装置 1	0	1	
	4-3-3				中継装置 1	0	1	
	4-4-1	耐水性	耐水性	表8番号4	指令装置本体 1	0	1	
	4-4-2				発火装置本体 1	0	1	
	4-4-3				中継装置本体 1	0	1	
	4-5-1	電磁干渉性	電磁干渉性	表8番号5	指令装置本体 1	0	1	
	4-5-2				発火装置本体 1	0	1	
	4-5-3				中継装置本体 1	0	1	
	4-6-1	気密性	気密性	表8番号6	指令装置本体 1	0	1	
	4-6-2				発火装置本体 1	0	1	
	4-6-3				中継装置本体 1	0	1	

注記1 試料数の抜取り方法は、J I S Z 9 0 1 5 - 1 の特別検査水準 S - 2, 1回抜取り方式とする。

注記2 番号4-1-1～番号4-5-3の試験は、初年度調達の初回ロットだけとする。

4 出荷条件

4.1 包装

包装は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

4.2 包装の表示

包装の表示は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

5 その他の指示

5.1 附属品

附属品は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表10とし、細部は、承認図面による。

表10－附属品

番号	品名	数量 ^{a)}	規定 ^{b)}
1	携帯ポーチⅠ型	3	a) 指令装置1個と発火装置2個又は発火装置3個を独立して収納可能であるとともに、爆破工具セット類を収納可能とする。 b) 肩掛け用つりひもを備える。 c) 蓋の固定は、面ファスナ方式とする。 d) 生地及びつりひもは、IR対策素材の迷彩仕様とする。 e) 色は、NDS Z 8201の色番号2314 (OD色 7.5Y 3/1)を基調色とした同等色との迷彩仕様とする。 f) 細部は、図7による。
2	携帯ポーチⅡ型	3	a) 色は、JIS Z 8721の色記号3.0Y 3.5/1.3を基準とする。 b) 色及び生地以外は、携帯ポーチⅠ型と同等とする。
3	小型アンテナ	8	a) 色は、黒を基準とする。 b) 伸長可能な構造とする。 c) 伸長時の長さは、400 mm以下とする。 d) 短縮時の長さは、200 mm以下とする。 e) 伸長時のアンテナ定在波比は、5.0以下とする。
4	中型アンテナ	8	a) 色は、黒を基準とする。 b) 長さは、570 mm以下とする。 c) 中型アンテナ用携帯ケースを備え、色は、NDS Z 8201の色番号2314 (OD色 7.5Y 3/1)を基調色とした同等色との迷彩仕様とする。
5	ひも型アンテナ	8	a) 色は、黒を基準とする。 b) 長さは、850 mm以上とする。
6	指令装置用携帯ケースⅡ型	1	a) 色は、JIS Z 8721の色記号3.0Y 3.5/1.3を基準とする。 b) 色及び生地以外は、指令装置用携帯ケースⅠ型と同等とする。
7	発火装置用携帯ケースⅡ型	8	a) 色は、JIS Z 8721の色記号3.0Y 3.5/1.3を基準とする。 b) 色及び生地以外は、発火装置用携帯ケースⅠ型と同等とする。
8	中継装置用携帯ケースⅡ型	1	a) 色は、JIS Z 8721の色記号3.0Y 3.5/1.3を基準とする。 b) 色及び生地以外は、中継装置用携帯ケースⅠ型と同等とする。

表10—附属品（続き）

番号	品名	数量 ^{a)}	規定 ^{b)}
9	設定用ケーブル A	1	a) 長さ1 mを基準とする。 b) 減衰器をもつ同軸ケーブルとする。 c) N型コネクタとする。
10	設定用ケーブル B	1	a) 長さ1 mを基準とする。 b) ダストキャップを備える。 c) 指令装置本体、発火装置本体及び中継装置本体の設定コネクタと接続可能とする。
11	発火現示装置	8	a) 補助導線などを介し、発火装置本体と接続でき、発火装置本体の発火をLED（赤色）及びブザーによって表示及び発音を可能とする。 b) 発音のON/OFFを切り替えるスイッチを備える。 c) 発火装置と発火現示装置と接続している状態で待機確認指令の導通確認で結果が良とならなければならない。 d) 色は、黒を基準とする。 e) 細部は、図8による。
12	防水ケース	8	a) 発火装置を1個格納可能な構造とし、部隊において格納作業することを可能とする。 b) 防水構造とし、水深30 mの水圧に耐えうる。 c) 持ち手及び電源スイッチをもち、アンテナ及び電気雷管を接続することを可能とする。 d) 蓋は、ねじ止めでプラスドライバーによって開閉可能とする。 e) 蓋上面に確認窓をもち、発火装置の表示LEDを確認することが可能とする。 f) 色は、NDS Z 8201の色番号2702 [明るい灰色(2) N7] とする。 g) 質量は、 5 ± 0.5 kgとし、海水によって浮力がある構造とする。 h) 電気雷管接続用の水中ケーブル(1 m)を防水ケース1個につき1個附属する。 i) 細部は、図9による。
13	U型スパナ	1	設定コネクタの取付け及び取外しに使用し、対辺20 mm用とする。
14	T型レンチ	1	切替スイッチのつまみの取付け及び取外しに使用し、T型形状の六角2 mm用レンチとする。

表10－附属品（続き）

注記 番号1～番号12の構造、形状、寸法及び質量の細部は、承認図面による。

注^{a)} 数量を変更する場合は、調達要領指定書によって指定する。

注^{b)} 表10で規定する色と異なる場合は、調達要領指定書によって指定する。

5.2 承認用図面等

契約の相手方は、GLT-CG-Z000001の箇条6によって、2.3, 2.4, 2.9, 2.10, 5.1, 5.2及び表10の**注記**についての承認用図面並びに色見本各3部のほかに、承認願書1部を契約担当官等に提出し、承認を受ける。

5.3 納入書類

5.3.1 添付書類

契約の相手方は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、起爆装置一式ごとに表11の書類を添付する。

表11－添付書類

番号	名称	数量 ^{a)}	摘要
1	取扱説明書	1	GLT-CG-Z000001の7.1 a), 7.2 a) 及び7.3 a)による。 日本語版とし、合冊してもよい。
2	整備資料（第1種）	1	
3	部品表（第1種）	1	
4	試験成績書	1	—
注^{a)} 数量を変更する場合は、調達要領指定書によって指定する。			

5.3.2 提出書類

契約の相手方は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、製品納入時、陸上自衛隊関東補給処古河支処に表12の書類を提出する。

表12－提出書類

番号	名称	数量 ^{a)}	摘要
1	取扱説明書	1	GLT-CG-Z000001の7.1 a), 7.2 a) 及び7.3 a)による。 日本語版とし、合冊してもよい。
2	整備資料（第1種）	1	
3	部品表（第1種）	1	
4	完成品写真 ^{b)}	一式	構成品ごととし、適度に展開し、明瞭な形状の判断を可能とする。
5	試験成績書	1	—
注^{a)} 数量を変更する場合は、調達要領指定書によって指定する。			
注^{b)} 過去に納入実績があり、前回納入時と変更がない場合は、省略してもよい。			

5.4 製品製造上の実施体制

契約の相手方は、この製品製造の実施に当たって次の体制を確保し、これを変更する場合には、事前に官側と協議する。

- 履行に必要な情報を取り扱うにふさわしい契約を履行する業務に従事する個人（以下、“業務従事者”という。）を確保する。
- a)の業務従事者が、この製品製造に必要な特定の経験、資格、業績などをもつ。
- a)の業務従事者が、b)に掲げるほか、履行に必要な若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、語学（母語及び外国語能力）、文化的背景（国籍など）、業績などをもつ。

d) c)の業務従事者が、ほかの手持ち業務などとの関係において履行に必要な業務所要への対応が可能

能な態勢にある。

5.5 秘密保全

契約の相手方は、無線起爆装置の製造に関わる物件、文書、図画などの“秘密”，“注意”又は“部内限り”に指定されているものの取扱いは，“秘密保全に関する訓令”及び“取扱い上の注意を要する文書等の取扱いについて（通達）”に基づき、その取扱いに万全の注意を払わなければならない。

5.6 情報保全

契約の相手方は、この契約の履行のときに知り得た保護すべき情報〔“装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）〔防装庁（事）第137号 令和4年3月31日〕”（以下，“情報セキュリティ通達”という。）第2項第1号に規定する情報〕その他の非公知の情報（以下，“保護すべき情報等”という。）の取扱いに当たっては、情報セキュリティ通達における添付資料“装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保における特約条項”及び別紙“装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準”に基づき（保護すべき情報に該当しない非公知の情報にあつては、これらに準じて）、適切に管理する。このとき、特に、保護すべき情報等の取扱いについては、次の履行体制を確保し、これを変更した場合には、遅滞なく官側に通知する。

- a) この契約を履行する一環として契約の相手方が収集、整理、作成などした情報が、保護すべき情報（情報セキュリティ通達第5項第4号の規定に基づく解除をしようとする場合に、同号に規定する確認を行うまでは、保護すべき情報として取り扱う。）として取り扱われることを保証する履行体制
- b) 官側の同意を得て指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保障する履行体制
- c) 官側が書面によって個別に許可した場合を除き、契約の相手方に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約の相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査などを行う者を含む一切の契約の相手方以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保障する履行体制

5.7 技術変更提案

契約の相手方は、技術変更提案をする場合は、調達要求元に事前審査を受けた後，“技術変更提案の処理について（通達）”別冊に基づき、契約担当官等に提案する。

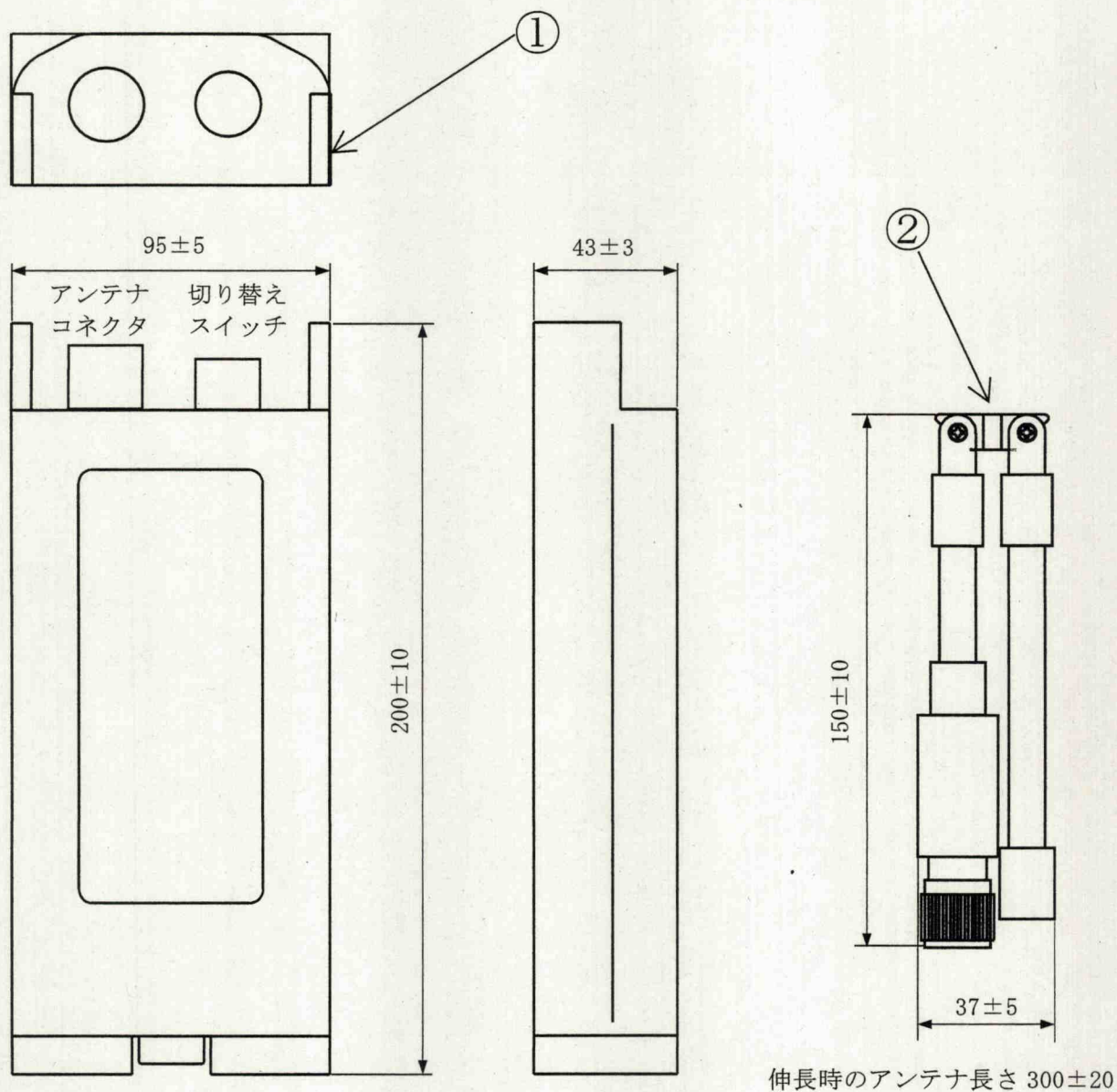
5.8 官側の支援

契約の相手側は、この契約の履行に当たり、履行において必要な設備及び器材などで官側が保有するもののうち官側の支援を必要とする場合には、事前に官側と調整のうえ、契約担当官等に申請し、無償で官側の支援を受けることが可能である。

5.9 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

単位 mm

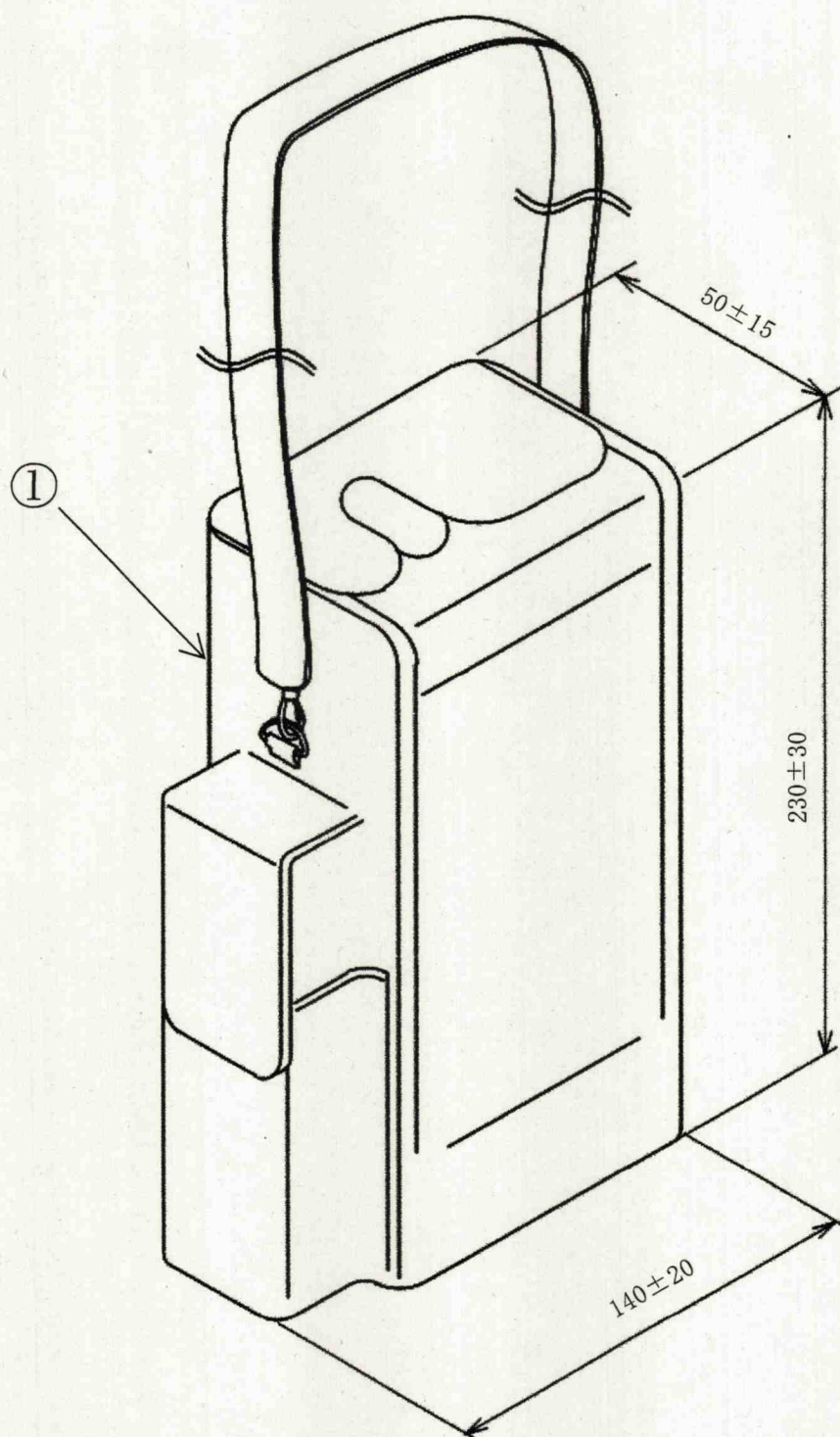


設定コネクタ

②	指令装置用アンテナ	1	N型コネクタ
①	指令装置本体	1	—
番号	品名	数量	注記

図1—指令装置

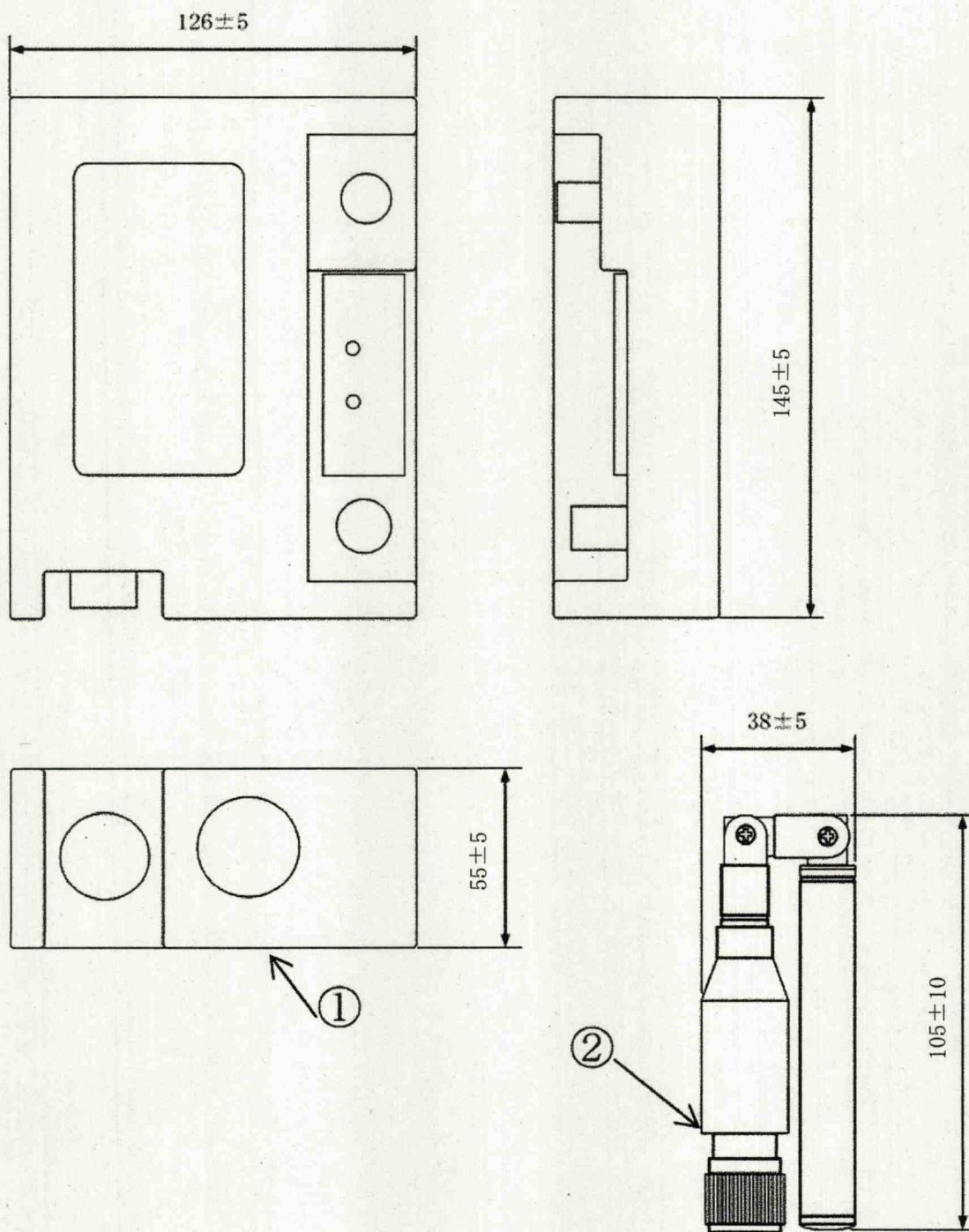
単位 mm



①	指令装置用携帯ケース I 型
番号	品名

図2—指令装置用携帯ケース

単位 mm

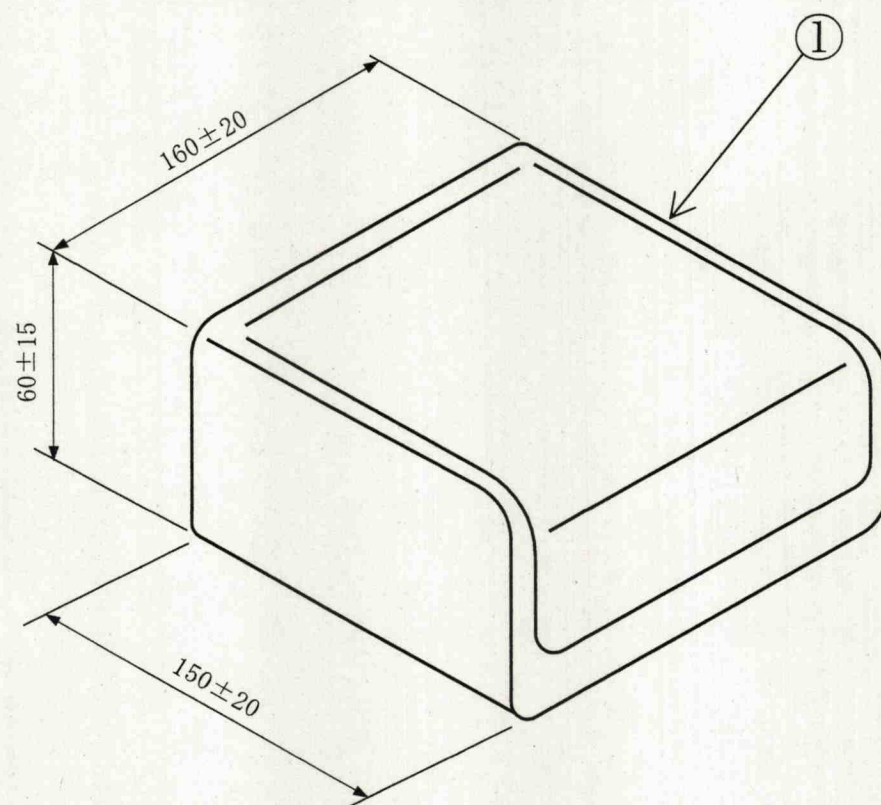


伸長時のアンテナ長さ 950±50

②	発火・中継装置用アンテナ	1	N型コネクタ
①	発火装置本体	1	—
番号	品名	数量	注記

図3—発火装置

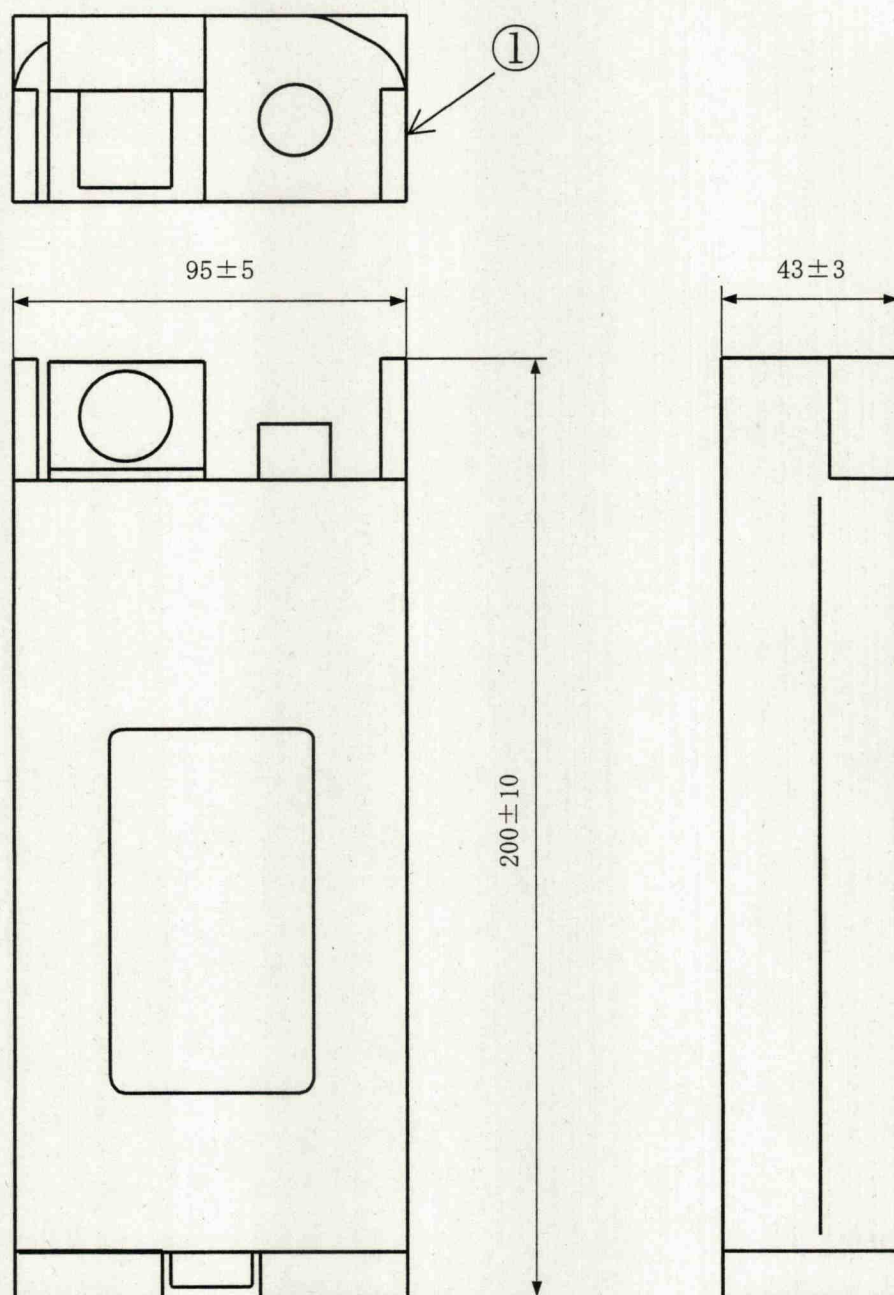
単位 mm



①	発火装置用携帯ケース I 型
番号	品名

図4-発火装置用携帯ケース

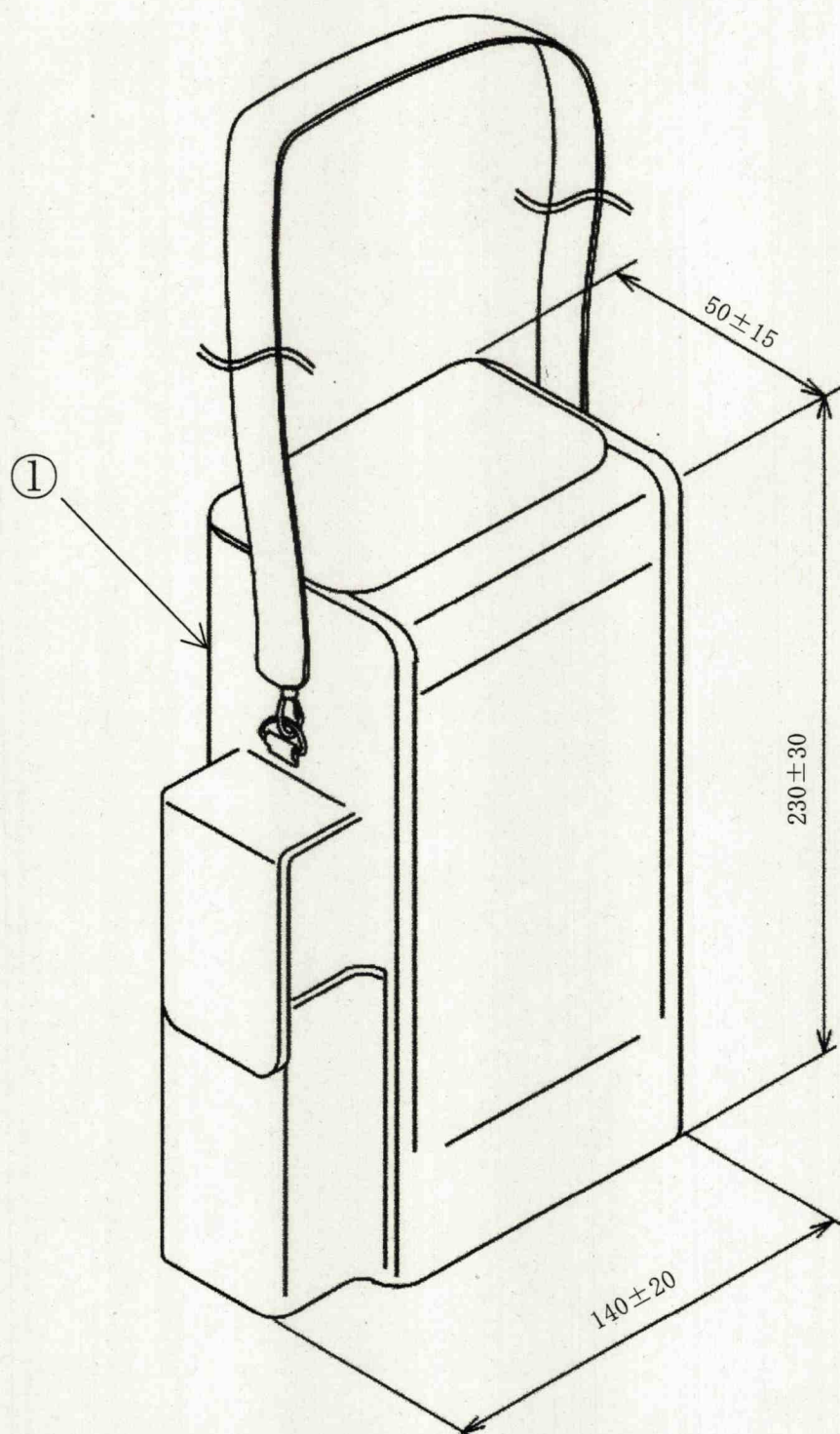
単位 mm



①	中継装置本体
番号	品名

図5—中継装置

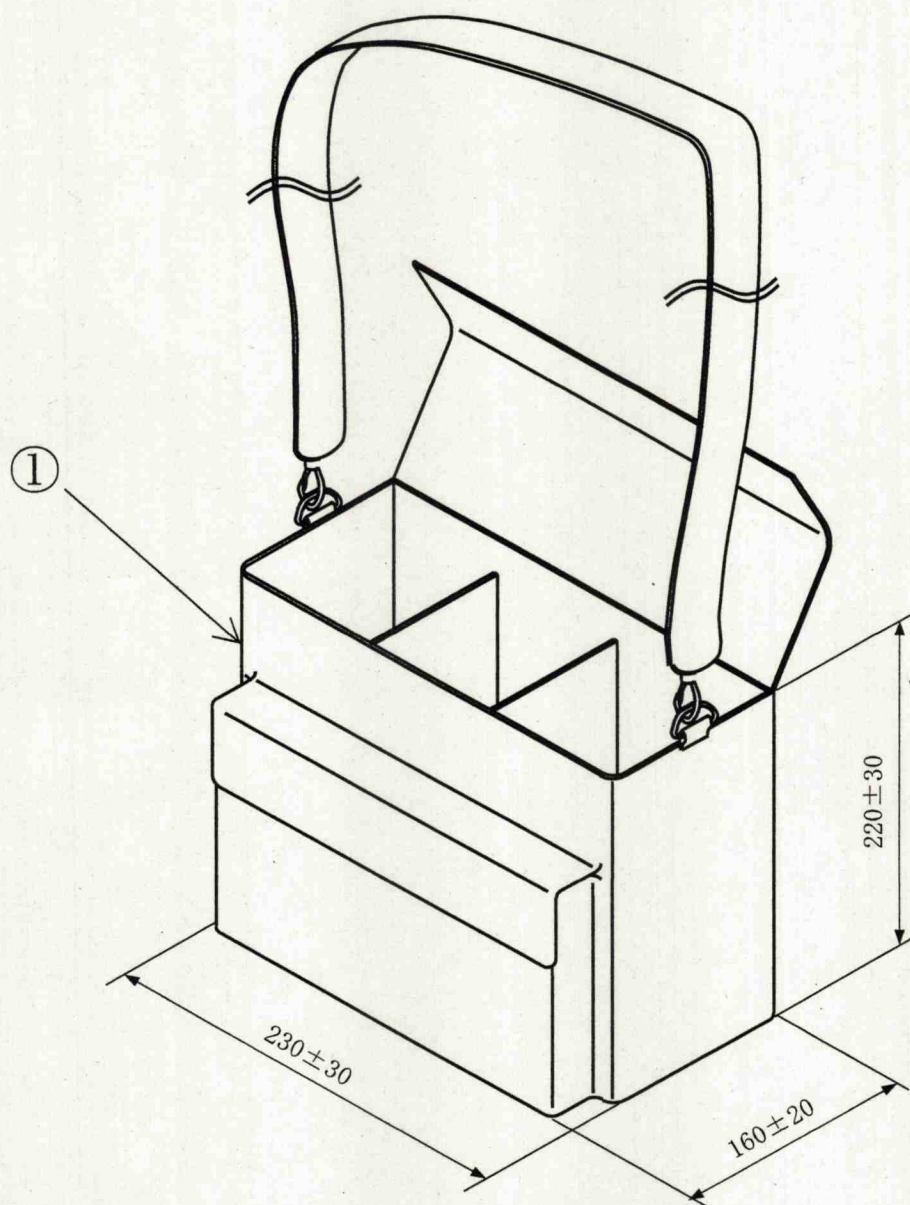
単位 mm



①	中継装置用携帯ケース I 型
番号	品名

図6—中継装置用携帯ケース

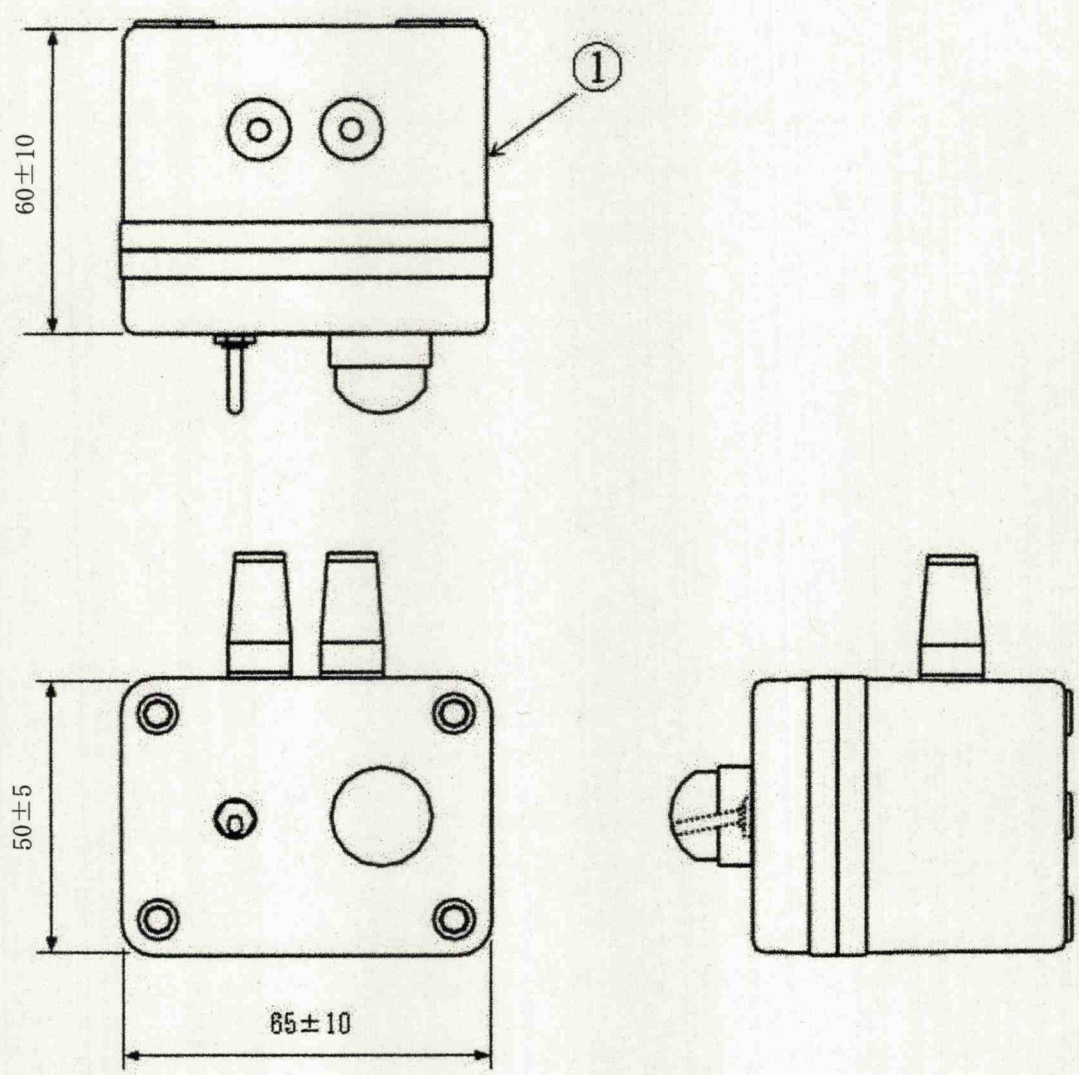
単位 mm



①	携帯ポーチ I 型
番号	品名

図7-携帯ポーチ

単位 mm

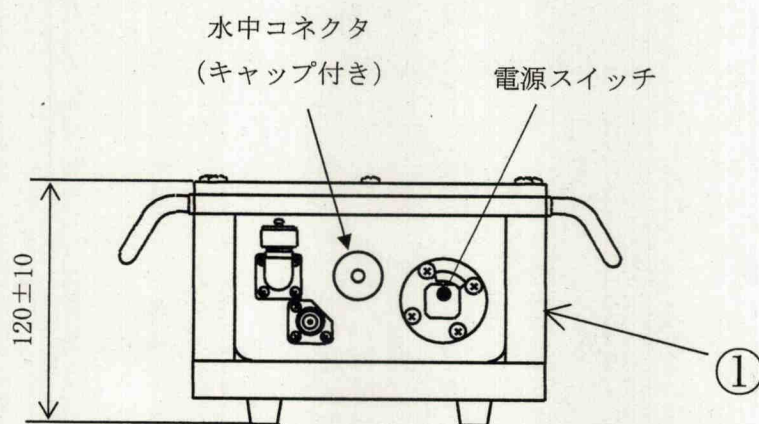
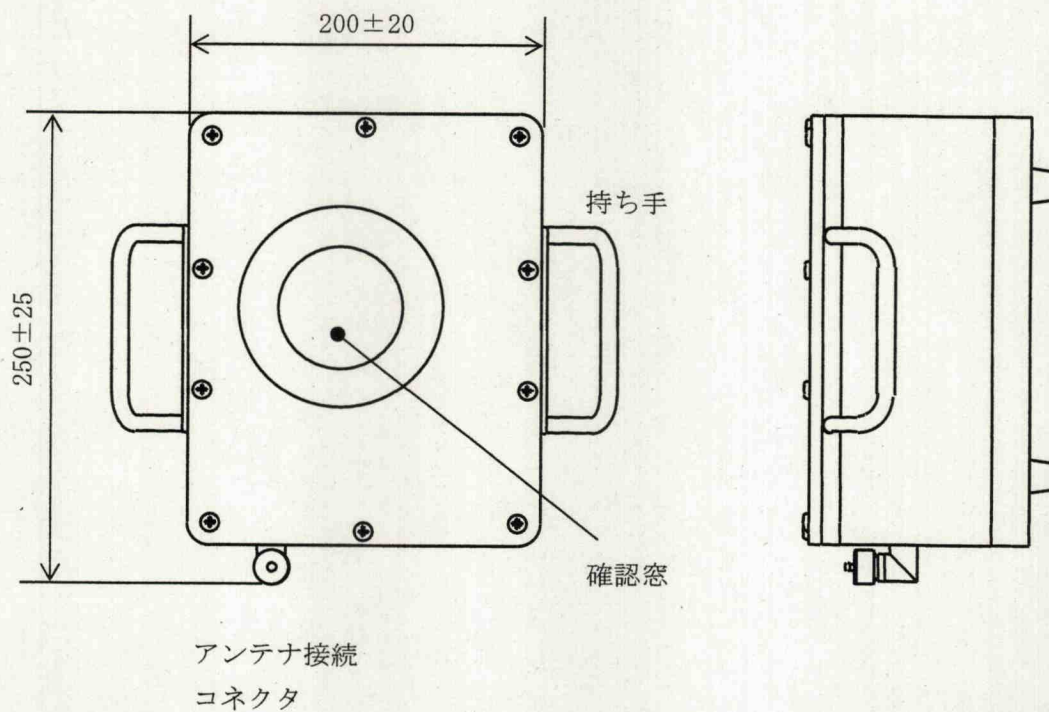


①	発火現示装置
番号	品名

3

図8—発火現示装置

単位 mm



①	防水ケース
番号	品名

図9-防水ケース